

## 1. 対象業務の要件等

① 高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる業務であること。

【法第41条の2第1項第1号】

② 使用者は「始業・終業時間や深夜・休日労働など労働時間に関わる働き方についての業務命令や指示などを行ってはならない」「実際の自由な働き方の裁量を奪うような成果や業務量の要求や納期・期限の設定などを行ってはならない」。

【参議院厚生労働委員会附帯決議(平成30年6月28日)二十一】

※ 省令で、「業務に従事する時間に関し使用者から具体的な指示(業務量に比して著しく短い期限の設定その他の実質的に当該業務に従事する時間に関する指示と認められるものを含む。)を受けて行うものを除く」ことを規定する。

③ 当該事業場における労使委員会が決議した業務であること。

【法第41条の2第1項】

## 2. 対象業務(素案)

平成27年労働政策審議会建議において示された(1)から(5)までの各業務について、次の業務を対象とすることが考えられる。

### (1) 金融商品の開発業務

#### 「金融工学等の知識を用いて行う金融商品(※1)の開発の業務」

##### <対象になり得ると考えられる業務>

- ・ 金融取引のリスクを減らしてより効率的に利益を得るため、金融工学のほか、統計学、数学、経済学等の知識をもって確率モデル等の作成、更新を行い、これによるシミュレーションの実施、その結果の検証等の技法を駆使した新たな金融商品の開発の業務(例:資産運用会社が行う新興国企業の株式を中心とする富裕層向け商品(ファンド)の開発)

##### <対象にならないと考えられる業務>

- ・ ~~金融サービスの金融商品の販売、提供、運用に関する企画立案又は構築の業務~~
- ・ ~~金融商品の売買の業務、資産運用の業務~~
- ・ ~~※「(2)金融商品のディーリング業務」に該当する場合があります。~~
- ・ ~~市場動向分析の業務~~
- ・ ~~※「(3)アナリストの業務」に該当する場合があります。~~
- ・ 保険商品又は共済の開発に際してアクチュアリーが通常行う業務
  - ※ アクチュアリー:確率論・統計学などの数理的手法を活用して、主に保険や年金などの分野で不確定な事象を扱う理数の専門職
- ・ 商品名の変更のみをもって行う金融商品の開発の業務
- ・ 専らデータの入力・整理を行う業務

※1 「金融商品」とは、金融派生商品(金や原油などの原資産、株式や債権などの原証券の変化に依存してその値が変化する証券)及び同様の手法を用いた預貯金等をいう。

## (2) 金融商品のディーリング業務

「資産運用の業務」「有価証券の売買その他の取引の業務」から範囲を限定

### <対象になり得ると考えられる業務>

- ・ 投資判断に基づく資産運用(指図を含む。)の業務(資産運用会社等におけるファンドマネージャーの業務)
- ・ 投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務(資産運用会社等におけるトレーダーの業務)
- ・ 証券会社等におけるディーラーの業務(自社の資金で株式や債券などを売買する業務)

### <対象にならないと考えられる業務>

- ・ 有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断を伴わない顧客からの注文の取次の業務
- ・ ファンドマネージャー、トレーダー、ディーラーの業務の補助の業務
- ・ 金融機関の窓口業務
- ・ 個人顧客に対する預金、保険、投資信託等の販売・勧誘の業務

※ トレーダー・ディーラーの業務であっても、「業務に従事する時間に関し使用者から具体的な指示(業務量に比して著しく短い期限の設定その他の実質的に当該業務に従事する時間に関する指示と認められるものを含む。)を受けて行うもの」は対象外。

したがって、市場が開いている時間はそこに張り付くよう使用者から指示され、実際に張り付いていなければならない業務や、指示された取引量をこなすためには終日取引を継続し続けなければならない業務は、実質的に時間に関する指示を使用者から受けているものとなり、対象業務にはならない。

### (3)アナリストの業務(企業・市場等の高度な分析業務)

「有価証券市場における相場等の動向(※1)又は有価証券の価値等(※2)の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務」

#### <対象になり得ると考えられる業務>

- ・ 有価証券等に関する高度の専門知識と分析技術を応用して分析し、当該分析の結果を踏まえて評価を行い、これら自らの分析又は評価結果に基づいて運用担当者等に対し有価証券の投資に関する助言を行う業務

#### <対象にならないと考えられる業務>

- ~~・ ポートフォリオを構築又は管理する業務~~
- ~~・ ※「(2)金融商品のディーリング業務」に該当する場合があります。~~
- ~~・ 得る。~~
- ・ 一定の時間を設定して行う相談業務
- ・ 専ら分析のためのデータ入力・整理を行う業務

※1 「有価証券市場における相場等の動向」とは、株式相場、債権相場の動向のほかこれに影響を与える経済等の動向をいう。

※2 「有価証券の価値等」とは、有価証券に投資することによって将来得られる利益である値上がり益、利子、配当等の経済的価値及び有価証券の価値の基盤となる企業の事業活動をいう。

#### (4) コンサルタントの業務(事業・業務の企画運営に関する高度な考案又は助言の業務)

「顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務」

##### ＜対象になり得ると考えられる業務＞

- ・ 企業の事業運営についての調査、分析を行い、企業に対して事業・業務の再編、人事等社内制度の改革など経営戦略に直結する業務改革案などを提案し、その実現に向けてアドバイスや支援をしていく業務(例:コンサルティングファームが行う顧客の海外事業展開に関する戦略企画の考案)

※ 調査、分析は顧客の事業の運営に関する重要な事項について行うものであり、顧客から調査、分析を行うために必要な内部情報の提供を受けた上で、例えば経営状態、経営環境、財務状態、事業運営上の問題点、生産効率、製品や原材料に係る市場の動向等について調査、分析することが必要である。

##### ＜対象にならないと考えられる業務＞

- ・ 調査、分析のみを行う業務
- ・ 調査、分析を行わず、助言のみを行う業務
- ・ 専ら時間配分を顧客の都合に合わせざるを得ない相談業務
- ・ 個人顧客を対象とする助言の業務
- ・ 商品・サービスの営業・販売として行う業務

※ 「業務に従事する時間に関し使用者から具体的な指示(業務量に比して著しく短い期限の設定その他の実質的に当該業務に従事する時間に関する指示と認められるものを含む。)を受けて行うもの」は対象外。

したがって、上席の指示やシフトに拘束され、働く時間帯の選択や時間配分に裁量が認められない形態でチームのメンバーとして行う業務は、実質的に時間に関する指示を使用者から受けているものとなり、対象業務にはならない。

## (5) 研究開発業務

### 「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務」

#### <対象になり得ると考えられる業務>

- ・ 新たな技術の研究開発、新たな技術を導入して行う管理方法の構築、新素材や新型モデル・サービスの研究開発等の業務(例: メーカーが行う要素技術の研究、製薬企業が行う新薬の上市に向けた承認申請のための候補物質の絞り込み)

#### <対象にならないと考えられる業務>

- ・ 作業工程、作業手順等の日々のスケジュールが使用者からの指示により定められ、そのスケジュールに従わなければならない業務
- ・ 既存の商品やサービスにとどまり、技術的改善を伴わない業務
- ・ 他社システムの単なる導入にとどまり、導入に当たり自らの研究開発による技術的改善を伴わない業務

※ 対象業務は部署が所掌する業務全体ではなく、対象となる労働者に従事させることとする業務であり、例えば部署の名称が「研究開発部」であったとしても、その部署において行われる業務の全てが対象業務に該当するものではない。